KPMG

KPMG Japan e-Tax News

No.257　14 January 2022

税務情報

国税庁 ― クロスボーダーで行うデリバティブ取引の決済により生ずる所得の取扱いを公表

2021年12月24日に閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」(PDF 521.8KB) P.65の（3）において、金融商品取引法に規定する市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に含まれないことを法令上明確化すること及び外国税額控除における国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」についても同様とすることが示されました。

上記の閣議決定を受けて、国税庁は2022年1月7日、ウェブサイトの「その他のお知らせ」において「クロスボーダーで行うデリバティブ取引の決済により生ずる所得の取扱いについて」（PDF 116KB）を公表し、以下のように従来の取扱いを過去に遡って変更することを明らかにしました。

【従来の取扱い】

クロスボーダーで行う金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得（「デリバティブ所得」）については、恒久的施設等に帰属するデリバティブ所得を除き、以下のように取り扱っていた。

- 非居住者又は外国法人に係るデリバティブ所得は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当する。
- 居住者又は内国法人に係るデリバティブ所得は、国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」に該当する。

【今後の取扱い】

閣議決定された「令和4年度税制改正の大綱」（PDF 521.8KB）においては、恒久的施設等に帰属するデリバティブ所得を除き、以下のように取り扱うことを法令上明確化することとされたことを受け、従来の取扱いを変更する。

- 非居住者又は外国法人に係るデリバティブ所得は、国内源泉所得である「国内資産の運用・保有所得」に該当しない。
- 居住者又は内国法人に係るデリバティブ所得は、国外源泉所得である「国外資産の運用・保有所得」に該当しない。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

国税庁は、上記の取扱いの変更を過去に遡って適用するため、以下の者又は法人が採りうる対応も明らかにしています。

【非居住者又は外国法人】

今回の取扱いの変更により、税金が納め過ぎとなる非居住者又は外国法人については、更正の請求を行い、納め過ぎた税金の還付を求めること等ができる。

【居住者又は内国法人】

今回の取扱いの変更により、外国税額控除の額が減少する居住者又は内国法人は、修正申告が必要な場合がある。

（下記の《参考》に記載したとおり、これまでも上記の【今後の取扱い】が実務において広く定着していたことから、今回の取扱いの変更により修正申告が必要となる納税者はほとんどいないものと考えられます。）

《参考》

この改正の背景には、国税不服審判所の 2019 年 3 月 25 日裁決（Link）等があると考えられます。

この裁決は、日本に恒久的施設を有しない非居住者（「請求人」）が日本の金融商品取引業者との間で行った店頭外国為替証拠金取引により生じた所得について、税務当局が国内にある資産の運用により生ずる所得に該当するなどとして所得税等の更正処分等を行ったことに対し、請求人がこの店頭外国為替証拠金取引により生じた所得は国内にある資産の運用により生ずる所得に該当しないとして原処分の一部の取消しを求める不服申立てをしたところ、この請求人の請求が棄却されたものです。

しかし、デリバティブ所得については、この裁決以前より上記の【今後の取扱い】が実務において広く定着しており、この裁決によりデリバティブ所得の税務上の取扱いが不安定になっていたことから、2022 年度税制改正においてこれを明確化することとされたものと思われます。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.